

本庁・支所機能再編計画



令和元年 11月

曾 於 市

目 次

1	組織体制の現状	1
(1)	合併時の協議内容	1
(2)	これまでの組織再編	1
2	本庁・支所機能の課題	1
(1)	本庁の庁舎・事務課題	1
(2)	支所の庁舎・事務課題	2
(3)	行財政運営の効率化	2
3	庁舎整備の必要性	3
(1)	業務の利便性	3
(2)	職員の配置体制	3
(3)	防災拠点施設の役割	3
(4)	財政状況の課題	4
4	本庁・支所の組織・業務再編	4
(1)	本庁・支所の組織再編	4
(2)	本庁及び支所の業務再編	4
5	支所のあり方	5
(1)	支所のサービス維持向上に向けた考え方	5
(2)	支所地域の振興	5
(3)	地域課題解決への取組み	5
(4)	災害対応機能の維持	6

1 組織体制の現状

(1) 合併時の協議内容

曾於市は平成17年7月1日に3町が合併して誕生しました。新市の均衡あるまちづくりを図るため、本庁機能の一部である農業委員会と福祉事務所を財部町に、教育委員会を大隅町に設置しております。

しかしながら、組織機構の整備については、「組織・機構の統合一元化を進める必要はあるものの、合併時に全てを一括統合することは実務的に極めて困難であることから、事務全体の進捗状況と整合性を確保しつつ順次段階的に整備し、合併の効果を最大限に生かすことに努めなければならない。」となっています。

(2) これまでの組織再編

平成18年3月に市行政改革大綱及び市定員適正化計画を策定し、組織の見直しを随時行ってきました。組織数は、合併当初4部32課3局2室2分室148係でありましたが、令和元年10月現在では、25課3局4分室104係となり、職員数は、組織の見直しに伴い、合併当初の465人から令和元年10月現在で、355人となり110人削減されました。

これらの見直しは、事務の集約や業務の民間委託を進めたことにより実現できたものです。

また、平成23年度には末吉支所を本庁と位置付けましたが、支所に本庁機能の一部が置かれた状況は現在も続いています。

さらに、定員管理においては、将来見込まれた人口減少や行政規模に併せた適正な組織づくりが必要と考え、職員数を320人まで削減する計画でありましたが、多様化・高度化する行政サービスへの対応を図るため、業務集約による本庁機能の充実を果たすことができなかつたことにより、計画に沿った人員削減は出来ませんでした。

2 本庁・支所機能の課題

(1) 本庁の庁舎・事務課題

本庁庁舎は、旧末吉町の役場庁舎として昭和57年2月に竣工した庁舎であります。合併当時、組織再編による本庁集約を行うには手狭であり、

新市の本庁庁舎としては、面積が不足している状況にあります。また、耐震調査の結果、一部耐震性が無いことが判明したことから、現庁舎の耐震補強工事の実施とともに、不足する事務スペースの拡張を図るため、庁舎の増築を検討しなければなりません。この際には、災害時の防災拠点となり得る機能を備える必要があります。

本庁の事務課題は、年々増加していく新たな行政課題への取り組みや施策の推進のため専門知識を習得出来る適正な組織体制による職員配置が必要ですが、関係職員が本庁、支所に分散していることにより、困難な状況にあることです。

(2) 支所の庁舎・事務課題

大隅支所の庁舎は、昭和33年に旧大隅町役場として竣工、財部支所の庁舎は、昭和41年10月に旧財部町役場として竣工しており、共に耐震性無しと診断され、耐震補強工事や建て替えの検討が必要となります。特に大隅支所庁舎は、現庁舎敷地が、河川氾濫による水害を受ける地域にあり、災害拠点に相応しくないことから、新たな場所に移転改築することが求められています。いずれにしても、防災の観点から迅速な対応が必要であります。

支所の事務課題は、一部分庁方式であることから、多くの局面で事務の非効率化が浮き彫りになることがあり、市民にとってもわかりにくく、スピード感に欠ける組織となっています。また、合併前からの庁舎規模を維持しているため、公用車配置や事務機器、庁舎維持費等のコスト縮減が進まない状況にあることです。

(3) 行財政運営の効率化

今後、地方交付税や市税等の収入減少による厳しい財政運営が予想される中であっても、行政需要に的確に対応し、人件費を含めた経費削減に取り組まなければなりません。現組織体制は、基本的に合併当時の組織体制を引き継いでいるため、非効率的な面もあります。今後は事務配分の検証や本庁と支所で行うべき事務分担の明確化、事務権限の見直し等が必要であり、定員適正化で示された320人の職員数に向けて、業務量に応じた職員配置や業務支援を行うための柔軟な職員配置を行い、適正な事務配分に努め、行財政運営の効率化を図ります。

3 庁舎整備の必要性

(1) 業務の利便性

合併当時の総合支所方式から、本庁方式の分散方式を採用していますが、福祉部門は本庁機能を有する財部支所に職員が多く配置されている一方、支所機能となっている末吉地区では職員数が少ないことから、窓口対応件数の業務量に逆転が生じ、行政サービス維持のため、行政コスト面の非効率化が顕著となっています。

また、市民の利用の多い部局が分散していることが、来庁者への窓口サービスや職員、関係機関の利便性を阻害していると思われれます。

(2) 職員の配置体制

定員適正化計画の目標値を達成し、適正な職員数によるきめ細やかな市民サービスを維持していくためには、業務及び職員の本庁集約による組織体制の再編が必須であります。現在の本庁庁舎では、執務室の確保が困難な状況となっています。

(3) 防災拠点施設の役割

近年、全国各地において、未曾有の自然災害が頻繁に発生しており、本市においても南海トラフ等による大地震や集中豪雨による被災が懸念されています。被災の際、本庁庁舎は、他機関も含めた災害対策本部を設置し、防災拠点としての役割を担い、万全な体制による初動活動と継続的な支援活動、復旧活動を行う必要があります。そのためにも、有事の際、防災拠点となり得るスペースを確保しなければなりません。

また、市全域が被災した場合、各地域の正確な情報収集、状況把握や迅速な救援活動を行うためには、各支所において、きめ細やかな現地対応を行うことが必要となります。災害時の支所庁舎の役割を考慮すると、耐震面や避難所としての機能面からも、整備が必要です。

特に大隅支所庁舎においては、耐用年数や耐震性、立地場所などの課題も多いことから、支所機能の見直しを行い、適正な行政サービスに応じた庁舎整備が急務となっています。

(4) 財政状況の課題

本庁庁舎への事務集約等による執務室や駐車場の確保、防災拠点として整備する際、事業費が多額となることから、財源確保が課題となりますが、現時点では、有利な起債である合併特例債の活用が望ましいと考えております。合併特例債の借入発行期限が令和7年度までと定められているため、有利な財源が確保できるうちに整備を進めていきます。

また、費用対効果として、大きな歳出割合を占める人件費の縮減は必須であることから、新たに組織機能の再編及び職員の定員管理について計画を策定し、取り組んでいかなければなりません。

4 本庁・支所の組織・業務再編

(1) 本庁・支所の組織再編

将来の人口動態や耐震性能確保による庁舎整備の観点から、支所庁舎はコンパクト化を図る必要があります。支所には均一な市民サービスの提供や地域拠点としての役割を残すべきです。これまで、支所に分散している本庁機能を有する福祉事務所、農業委員会、教育委員会を令和4年度までに本庁に集約し、その他の行政機能については、現在提供している行政サービスの維持・向上のため、引き続き、支所機能として残します。

(2) 本庁及び支所の業務再編

市民の利便性向上、業務の効率化及び経費削減を図るためには、本庁と支所の役割を明確にした上で、現在行っている業務を本庁と支所で再編する必要があります。

本庁及び支所の業務再編として、すべての市民が対象となり得る業務や市民サービスに直結する窓口業務を本庁及び支所の業務とし、それ以外の専門性が必要とされる業務、内部事務、選挙執行事務等の短期間業務や施設管理事務等を本庁業務とします。

5 支所のあり方

(1) 支所のサービス維持向上に向けた考え方

本庁と支所の機能分担を図るため、支所業務については、窓口業務や緊急対応業務等の生活に密着したサービスの維持向上、各地域の特性を生かした事業等への支援業務及び災害情報の収集等の防災業務を執り行うこととなります。これらの支所で取り扱う業務支援として、職員減によるデメリットの解消を図るため、来庁目的に応じた手続きや申請方法の案内・誘導するフロア案内専門員の配置及び業務に精通した技術職員等と連携し、システムの遠隔操作による申請書作成やテレビ会議等を利用した来庁者の相談業務支援等の窓口対応を行うICTツールの活用により、本庁と同等の機能を有する窓口事務のサービスに努めるとともに、さらなる市民サービス向上のため繁忙期の臨時窓口設置、本庁、支所で取り組む窓口開設時間の延長等の支援策を検討します。

(2) 支所地域の振興

内部事務としての予算管理は本庁業務として集約しますが、災害や緊急時の対応予算や職員要請等、事務の効率化や実情に合う体制づくりを行います。

なお、本庁方式導入後、期間を定め、支所地域振興に係る特定の事業を拡充し、地域特性を生かした事業や関係団体の支援等を実施することにより、支所地域の活性化推進事業に取り組めます。

(3) 地域課題解決への取組み

「市民にとっての身近な業務は身近な部署での対応」を原則として、地域への支援に関する業務は、支所業務とします。特に校区・自治会等からの要望等については、迅速な対応を求められることから、本庁関係部局との連携強化を図り、支所の権限等を併せて、課題解決を図ります。

また、地域課題解決に向けて、地域に根ざした行政を推進するため、つなぎ役として現状の地域担当職員制度を見直し、地域からの要望を届ける新たな広聴制度を提供します。

(4) 災害対応機能の維持

支所庁舎は、地域振興の拠点であり、災害等の有事の際には、重要な防災拠点となります。よって、支所は地区本部としての機能を持ち、防災資機材や備蓄品等の管理も行うこととします。

また、災害情報の収集分析、本庁の災害対策本部との連絡調整、市民への問い合わせに対応できる現地総括組織の体制づくりや長期化した場合の交代要員も考慮した人員体制計画が必要となります。災害時には、初動体制を確立しておくことが大切であります。各支所の職員数では対応できないことから、本庁、支所の枠を取り払い、地域に精通した職員の配置を行い、要員の確保を行います。